

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例に基づく
届出等の手引き

令和7年1月

山梨県富士・東部林務環境事務所

目次

第1章 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例について	2
1. 条例の目的	2
2. 規制の対象となる船舶	2
3. 規制内容	2
4. 届出	3
5. 罰則・過料	3
第2章 船舶に関する申請・届出について	4
1. 申請・届出の種類と概要	4
2. 申請・届出の部数	6
3. 申請・届出書の提出先	6
4. 申請・届出記入例	7
航行制限時間航行許可申請	7
船舶届	9
届出済証再交付申請	11
推進機関の出力等変更届	13
氏名等変更届	15
船舶使用廃止届	17
船舶承継届	19
航行届	21
特定船舶確認申請	23
特定船舶確認済証再交付申請	27
特定船舶非該当届	29

第1章 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例について

1. 条例の目的

この条例は、主として船舶の航行に伴い発生する騒音を規制することにより、本県の貴重な資産である富士五湖の静穏を保全し、もって富士五湖地域の自然と調和した発展と県民の福祉に役立てることを目的としています。

そのため、この条例には、規制の対象となる船舶やその届出等内容及び騒音の基準及び罰則などが定められています。

2. 規制の対象となる船舶

船舶安全法で船舶検査が義務付けられている推進機関を有する船舶が、この条例の規制対象となっています。

【規制対象とならない船舶】

- (1) 長さ12メートル未満の船舶（帆船を含む）であって、以下の要件をすべて満たすもの。
 - ① 旅客の定員が3人以下
 - ② 船外機船であって、長さ5メートル未満の船舶の場合にはその出力が3.7キロワット以下、長さ5メートル以上の船舶の場合にはその出力が7.4キロワット以下である
 - ③ 湖（沼、池を含む）またはダム、せきなどで貯留された水域で50平方キロメートル以下の水域のみを航行する
- (2) 長さ3メートル未満であって、エンジンの出力が1.5キロワット未満の小型船舶（いわゆるミニボート）
- (3) 国又は地方公共団体の所有する船舶で、災害発生時のみに使用される救難用船舶

3. 規制内容

(1) 航行の制限

特別な場合を除き、早朝及び夜間を航行制限における船舶による航行は禁止されています。

【航行制限時間】

午後9時から翌日の午前7時までの時間（河口湖については、7月1日から9月15日までの間は、午後9時から翌日の午前6時までの時間）

【航行制限時間に航行が認められる場合】

- ① 国又は地方公共団体が公の用に供するために航行する場合
- ② 災害等非常事態の発生の際、必要な措置を講じるために航行する場合
- ③ 漁業協同組合員が行業等の事業のために航行する場合
- ④ 祭礼等慣習的な行事に伴い航行する場合
- ⑤ 知事が公益上必要とあると認めて許可した場合

(2) 騒音の規制

船舶が発生する騒音について、湖畔における許容限界として規制基準が設定されており、船舶で航行する場合はこの基準を順守しなければなりません。

【規制基準】

航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒以上連続して70デシベルを超えてはならない。

4. 届出等

船舶を富士五湖（西湖、本栖湖を除く。）に初めて乗り入れる場合は、事前に「船舶届」の提出が必要です。

また、平成26年3月に条例が改正され、富士五湖（西湖、本栖湖を除く。）に乗り入れる年度毎に事前に「航行届」の提出が必要となりました。なお、恒常的に湖を航行している遊覧船等は、「特定船舶」として確認を受ければ「航行届」の提出が免除されます。

そのほか、「船舶届」の提出があった船舶について、10年以上連続して乗り入れがない（「航行届」がない）場合には、「船舶使用廃止届」が提出されたものとみなされます。そのため、乗り入れる場合には、再度、事前に「船舶届」の提出が必要となります。

5. 罰則・過料

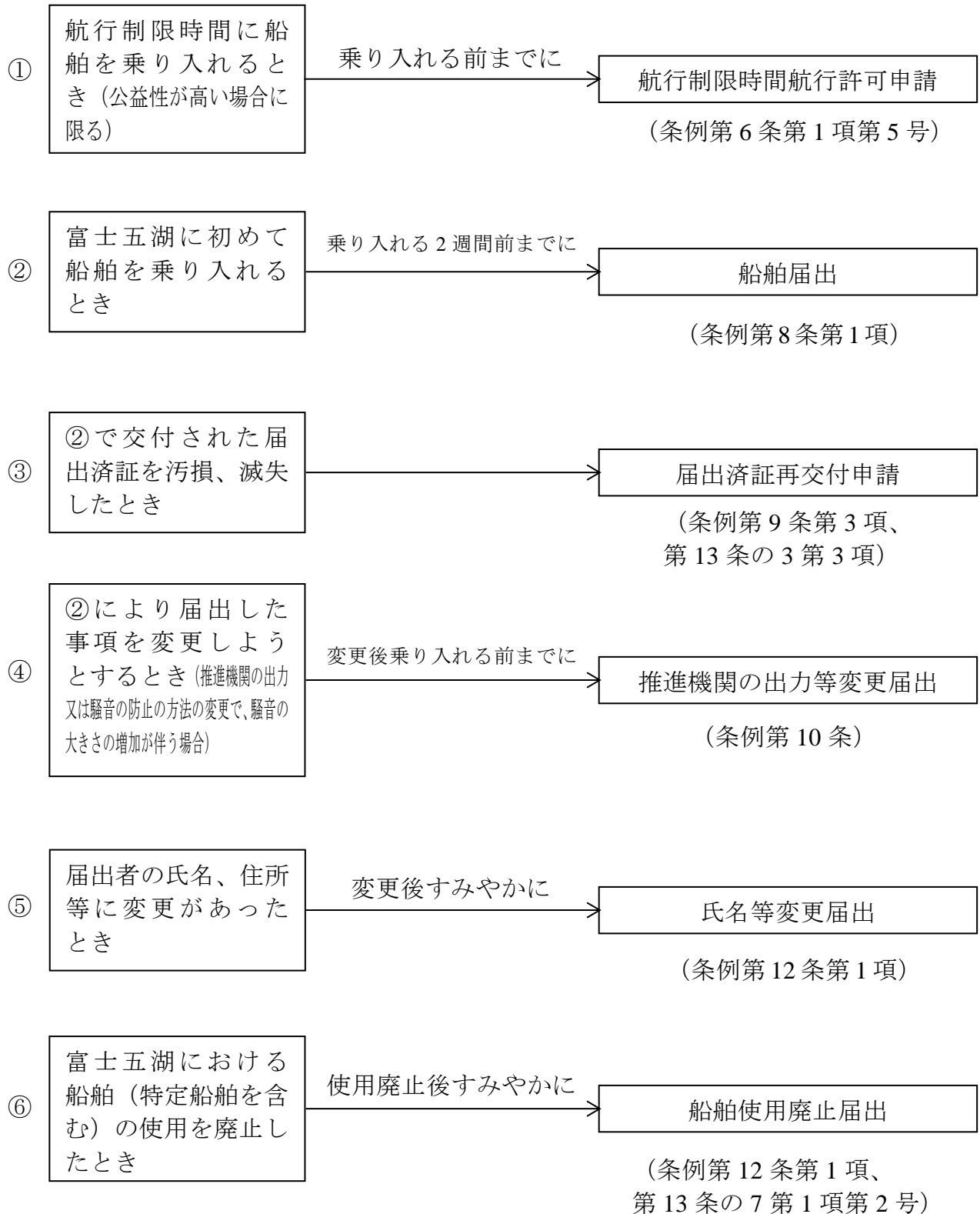
必要な届出をしない、指示に従わない者等に対する罰則・過料の規定があります。

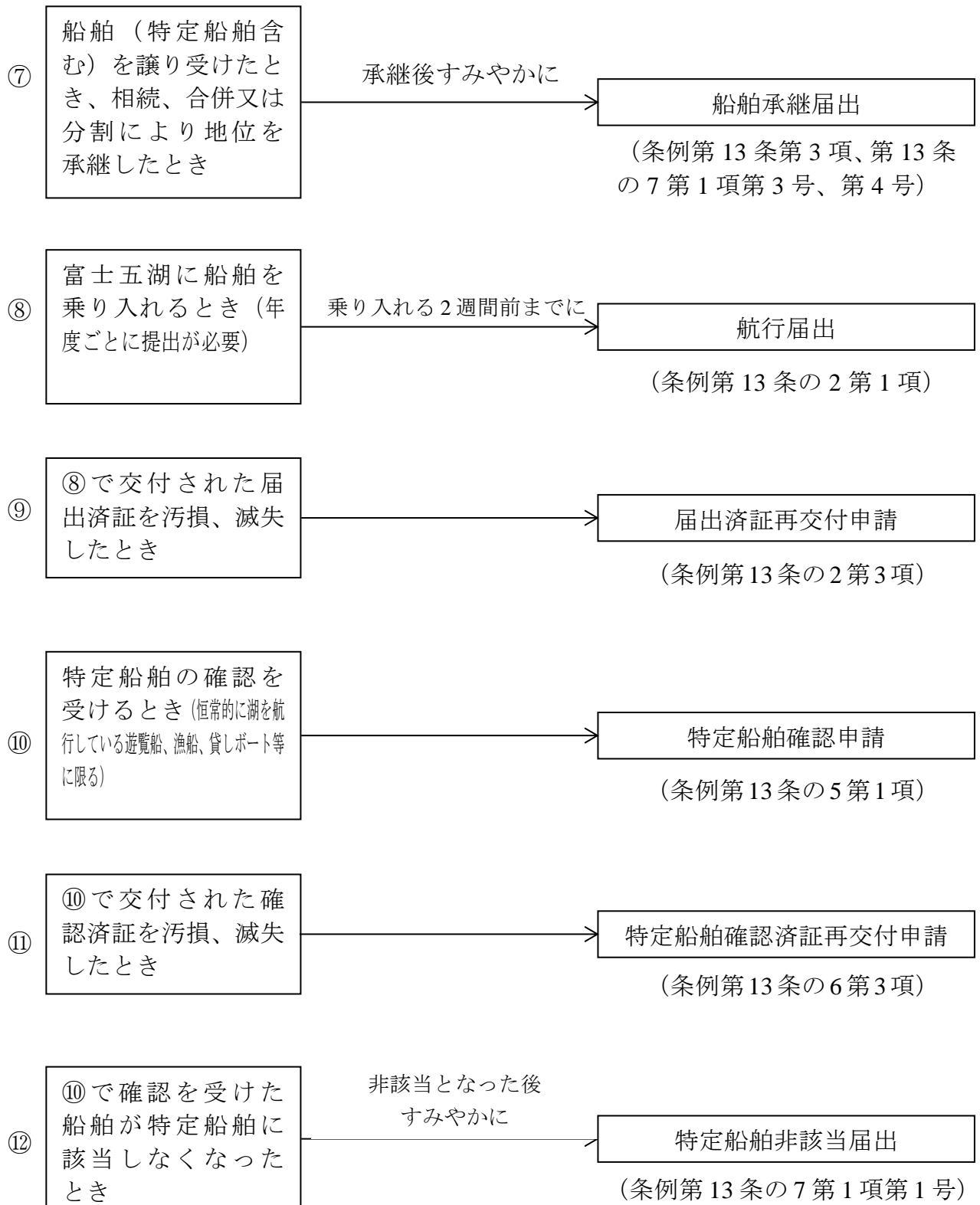
適用	罰則・過料
<ul style="list-style-type: none">航行制限時間に船舶を航行させた操縦者航行中止の指示に従わないで船舶を航行させた操縦者	30万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none">船舶届を提出しないで船舶を航行させた船舶所有者虚偽の船舶届を提出して船舶を航行させた船舶所有者立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	20万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none">推進機関の出力等変更届を提出しないで船舶を航行させた船舶所有者虚偽の推進機関の出力等変更届を提出して船舶を航行させた船舶所有者	10万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none">船舶届出済証、航行届出済証、特定船舶確認済証を表示しないで船舶を航行させた船舶所有者航行届を提出しないで船舶を航行させた船舶所有者不正の手段により特定船舶の確認を受けた船舶所有者特定船舶に該当しなくなった船舶又は特定船舶の確認が取り消された船舶に特定船舶確認済証を表示して航行させた船舶所有者	5万円以下の過料

第2章 船舶に関する申請・届出について

船舶に関する申請・届出の概要と方法は次のとおりです。

1. 申請・届出の種類と概要





2. 申請・届出の部数

正本1部及びその写し1部を提出してください。なお、写しは後日返却します。

3. 申請・届出書の提出先

提出先は、航行する湖、申請・届出の種類により次の表のとおりとなります。

提出先	管轄する湖	申請・届出の種類
山中湖村役場 観光課 〒401-0595 南都留郡山中湖村山中 237-1 TEL : 0555(62)9977 FAX : 0555(62)3088	山中湖	②船舶届 ③⑨届出済証再交付申請 ④推進機関の出力等変更届 ⑤氏名等変更届 ⑥船舶使用廃止届 ⑦船舶承継届 ⑧航行届 ⑩特定船舶確認申請 ⑪特定船舶確認済証再交付申請 ⑫特定船舶非該当届
富士河口湖町役場 環境課 〒401-0392 南都留郡富士河口湖町船津 1700 TEL : 0555(72)3169 FAX : 0555(72)6038	河口湖	
富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課 〒402-0054 都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 3階 TEL : 0554(45)7811 FAX : 0554(45)7807	山中湖 河口湖	①航行制限時間航行許可申請

※ 西湖及び本栖湖は自然公園法による乗り入れ規制地区に指定されているため、許可された船を除き、動力船の乗り入れができません。

また、精進湖は湖が小さく、浅瀬があって危険なことから、船舶の持ち込みはご遠慮いただいています。

4. 申請・届出記入例

第1号様式（第3条関係）

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 山梨県知事 殿

③ 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

航行制限時間航行許可申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第6条第1項第5号の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

航行の目的 ④	山中湖で開催される〇〇イベントにおいて、会場周辺の渋滞緩和のため駐車場を〇〇に設置している。 駐車場と会場間で参加者をモーターボートで輸送するため、航行制限時間に船舶を航行させるものである。
航行の用に供しようとする湖 (乗入れる湖) ⑤	山中湖
航行の用に供しようとする日及び時間 (乗入れる日及び時間) ⑥	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前6時～7時
船舶届出済証に記載された番号 ⑦	A123 B345 C678

記入要領（第1号様式・航行制限時間航行許可申請書）

① 申請年月日

- ・ 申請書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 山梨県知事と記入してください。

③ 申請者

- ・ 申請者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
申請者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 申請者が法人の場合で、申請書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、申請者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 航行の目的

- ・ 航行制限時間に航行する目的を記入してください。
- ・ なお、航行制限時間の航行は公益上必要があると認められるものに限り。

⑤ 航行の用に供しようとする湖

- ・ 船舶を乗り入れる湖（山中湖又は河口湖）を記入してください。

⑥ 航行の用に供しようとする日及び時間

- ・ 船舶を湖に乗り入れる日時を記入してください。

⑦ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 乗り入れる船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。
- ・ 航行制限時間に乗り入れようとする船舶全ての番号を記入してください。

※ 次に該当する場合は許可を受けなくても航行制限時間に航行ができます。

- ① 国又は地方公共団体が公の用に供するために航行する場合
- ② 災害等非常事態の発生の際、必要な措置を講じるために航行する場合
- ③ 漁業協同組合員が行業等の事業のために航行する場合
- ④ 祭礼等慣習的な行事に伴い航行する場合

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

印

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

船舶届

特定水域において次の船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

船舶の種類		④		<input checked="" type="checkbox"/> モーターボート	<input type="checkbox"/> 水上オートバイ
船舶の型式	船体	製造者名	船舶製造株式会社		
		製造者型式	ABC-1		
	機関	製造者名	株式会社機関製造		
		製造者型式	DEF-2		
推進機関の出力		⑥	13PS		
騒音の防止の方法		⑦	水中排気		
船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号		⑧	第123-45678号		
主たる係留場所	⑨	係留施設等の名称	富士河口湖係留所		
		係留施設等の所在地	南都留郡富士河口湖町船津12345		
船名		⑩	ふじごこ1号		

- 注 1 「船舶の種類」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 「船舶の型式」の欄は、船舶検査手帳の「製造者名」及び「製造者型式」を転記すること。
 3 「推進機関の出力」の欄は、船舶検査手帳の「連続最大出力」を転記すること。
 4 「船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号」の欄は、船舶検査証書の「船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号」を転記すること。
 5 「船名」の欄は、船舶検査証書の「船種及び船名」の欄の「船名」を転記すること。
 6 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 7 乗入れ予定日の2週間前の日までに提出すること。
 8 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 3 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - ・返信用切手：郵便料金による（定形外規格内150g以内）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。

記入要領（第2号様式・船舶届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、初めて船舶を乗り入れる湖を所管する町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 船舶の種類

- ・ 船舶の種類（モーターボート又は水上バイク）を記入してください。
- ・ 船舶の種類は、船舶検査証書の用途欄と内容が合うようにしてください。

⑤ 船舶の型式

- ・ 船体及び機関の製造者及び製造者型式は、船舶検査手帳の製造者名及び製造者型式を記入してください。

⑥ 推進機関の出力

- ・ 船舶検査手帳の連続最大出力を記入してください。

⑦ 騒音防止の方法

- ・ 騒音を防止するための方法（水中排気、消音器の設置など）を記入してください。

⑧ 船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号

- ・ 船舶検査証書の船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号を記入してください。

⑨ 主たる係留所

- ・ 船舶を主に係留している施設等の名称及び所在地を記入してください。

⑩ 船名

- ・ 船舶検査証書の船名を記入してください。

※ 山中湖と河口湖の両方の湖を航行する場合は、初めて航行する湖を所管する町村に船舶届を提出すれば、もう片方の町村に届出する必要はありません。

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇 印
 （法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

届出済証再交付申請書

④

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第9条第3項（第13条の3第3項）の規定により届出済証の再交付を申請します。

再交付を申請する届出済証⑤	<input checked="" type="checkbox"/> 船舶届出済証 <input type="checkbox"/> 航行届出済証
再交付を申請する理由 ⑥	船舶届出済証を紛失してしまったため。
船舶届出済証に記載された 番号 ⑦	A123

- 注 1 「再交付を申請する届出済証」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 3 航行届出済証の再交付は、航行届出済証の交付を受けた町村に申請すること。
 4 申請者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 3 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - ・返信用切手：郵便料金による（定形外規格内150g以内）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。

記入要領（第4号様式・届出済証再交付申請書）

① 申請年月日

- ・ 申請書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該申請書は届出済証の交付を受けた町村に提出してください。
- ・ 当該申請書を提出する町村長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 申請者

- ・ 申請者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
申請者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 申請者が法人の場合で、申請書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、申請者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 申請区分

- ・ 該当しないものを線で消し、申請区分を明示してください。
第9条第3項：船舶届出済証の再交付を申請するとき。
第13条の3第3項：航行届出済証の再交付を申請するとき。

⑤ 再交付を申請する届出済証

- ・ 再交付を申請する届出済書を記入してください。

⑥ 再交付を申請する理由

- ・ 再交付を申請する理由を記入してください。

⑦ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇 印
 （法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

推進機関の出力等変更届

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項第3号（第4号）に掲げる事項を変更したので、同条例第10条の規定により届け出ます。

変更した事項	⑤	<input checked="" type="checkbox"/> 推進機関の出力 <input type="checkbox"/> 騒音防止の方法
変更した内容	変更前	機関製造株式会社 ABC-1 13PS
	変更後	機関製造株式会社 DEF-1 15PS
変更年月日	⑦	令和〇〇年〇〇月〇〇日
船舶届出済証に記載された番号	⑧	A123

- 注 1 「変更した事項」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 3 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し | 1部 |
| 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し | 1部 |

記入要領（第5号様式・推進機関の出力等変更届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、船舶届を提出した町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消し、届出区分を明示してください。
第8条第1項第3号：推進機関の出力を変更したとき。
第8条第1項第4号：騒音防止の方法を変更したとき。

⑤ 変更した事項

- ・ 変更したものの種類を記入してください。

⑥ 変更した内容

- ・ 変更した内容を、変更前と変更後を対照させて記入してください。
- ・ 推進機関を変更した場合は、出力機関の製造者名、製造者型式及び出力を記入してください。

⑦ 変更年月日

- ・ 変更した年月日を記入してください。

⑧ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇 印
 （法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名等変更届

④ 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第8条第1項第1号（第5号）に掲げる事項に変更があったので、同条例第12条第1項の規定により届け出ます。

変更があった事項 ⑤	個人に関する事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所
	法人に関する事項	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地
	船舶に関する事項	<input type="checkbox"/> 船舶番号、船舶検査済証の番号又は漁船登録番号 <input type="checkbox"/> 主たる係留場所
変更の内容 ⑥	変更前	〇〇県〇〇市〇〇二丁目〇番〇号
	変更後	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
変更年月日 ⑦		令和〇〇年〇〇月〇〇日
船舶届出済証に記載された番号 ⑧		A123

注 1 「変更があった事項」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 3 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。
 添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部

記入要領（第6号様式・氏名等変更届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、船舶届を提出した町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消し、届出区分を明示してください。
第8条第1項第1号：氏名、名称、住所、法人の代表者のいずれかを変更したとき。
第8条第1項第5号：船舶番号、船舶検査済証の番号、漁船登録番号、主たる係留所のいずれかを変更したとき。

⑤ 変更があった事項

- ・ 変更があったものの種類を記入してください。

⑥ 変更した内容

- ・ 変更した内容を、変更前と変更後を対照させて記入してください。

⑦ 変更年月日

- ・ 変更した年月日を記入してください。

⑧ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇 印
 （法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

船舶使用廃止届

④ 特定水域における船舶の使用を廃止したので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第12条第1項（第12条第1項及び第13条の7第1項第2号）の規定により届け出ます。

廃止年月日 ⑤	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
廃止の理由 ⑥	老朽化により廃船としたため。		
船舶届出済証に記載された番号 ⑦	A123		
特定船舶確認済証の交付の有無 ⑧	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注 1 「特定船舶確認済証の交付の有無」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 「廃止の理由」には、特定水域において船舶を使用する意思がなくなった場合を含む。
 3 A4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 4 特定船舶確認済証の交付を受けた船舶は、交付を受けた町村に提出すること。

記入要領（第7号様式・船舶使用廃止届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、船舶届を提出した町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消し、届出区分を明示してください。
第12条第1項：特定船舶以外の船舶の使用を廃止したとき。
第12条第1項及び第13条の7第1項第2号：特定船舶を廃止したとき。

⑤ 廃止年月日

- ・ 廃止した年月日を記入してください。

⑥ 廃止の理由

- ・ 廃止した理由を記入してください。

⑦ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

⑧ 特定船舶確認済証の交付の有無

- ・ 廃止した船舶が特定船舶確認済証の交付の有無を記入してください。
- ・ 特定船舶を廃止した場合には、船舶使用廃止届を提出すれば、特定船舶非該当届（第14号様式）を提出する必要はありません。

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇 印
 （法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

船舶承継届

④ 船舶所有者の地位を承継したので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条第3項（第13条第3項及び第13条の7第1項第3号・第13条第3項及び第13条の7第1項第4号）の規定により届け出ます。

承継の年月日 ⑤	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
被承継者の住所（法人にあっては、事務所の所在地） ⑥	〒△△△-△△△△ △△県△△市△△二丁目△番△号		
被承継者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ⑦	△△ △△△		
承継の原因 ⑧	船舶の売買		
船舶届出済証に記載された番号 ⑨	A123		
特定船舶確認済証の交付の有無 ⑩	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注 1 「特定船舶確認済証の交付の有無」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 3 特定船舶確認済証の交付を受けた船舶は、交付を受けた町村に提出すること。
 4 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し（承継者名義） 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し（承継者名義） 1部
- 3 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 ・返信用切手：郵便料金による（定形外規格内100g以内）

記入要領（第8号様式・船舶承継届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、船舶届を提出した町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 届出区分

- ・ 該当しないものを線で消し、届出区分を明示してください。
第13条第3項：特定船舶以外の船舶を承継したとき。
第13条第3項及び第13条の7第1項第3号：特定船舶を譲り受けたとき。
第13条第3項及び第13条の7第1項第4号：特定船舶所有者が相続、合併、分割したとき。

⑤ 承継の年月日

- ・ 承継した年月日を記入してください。

⑥ 被承継者の住所

- ・ 船舶を譲り渡した人の住所を記入してください。

⑦ 被承継者の氏名

- ・ 船舶を譲り渡した人の氏名を記入してください。

⑧ 承継の原因

- ・ 譲渡、相続、合併等、承継の理由を記入してください。

⑨ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

⑩ 特定船舶確認済証の交付の有無

- ・ 承継した船舶が特定船舶確認済証の交付の有無を記入してください。
- ・ 特定船舶が承継された場合は、承継届により特定船舶ではなくなります。
- ・ 承継した船舶を特定船舶として使用する場合は、特定船舶確認申請により確認を受ける必要があります。

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇



（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

航行届

次のとおり船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の2第1項の規定により届け出ます。

航行の用に供しようとする湖 (乗入れる湖) ※複数記入不可		④	河口湖	
航行の用に供しようとする月及び日数 (乗入れる月及び日数) ⑤	令和〇〇年	4月	乗入日数 2日	(左のうち土日祝日 2日)
		5月	乗入日数 4日	(左のうち土日祝日 4日)
		6月	乗入日数 3日	(左のうち土日祝日 2日)
		7月	乗入日数 3日	(左のうち土日祝日 1日)
		8月	乗入日数 5日	(左のうち土日祝日 2日)
		9月	乗入日数 日	(左のうち土日祝日 日)
		10月	乗入日数 日	(左のうち土日祝日 日)
		11月	乗入日数 日	(左のうち土日祝日 日)
	12月	乗入日数 日	(左のうち土日祝日 日)	
	令和〇〇年	1月	乗入日数 日	(左のうち土日祝日 日)
		2月	乗入日数 日	(左のうち土日祝日 日)
		3月	乗入日数 2日	(左のうち土日祝日 2日)
	合計			乗入日数 日
船舶届出済証に記載された番号 ※複数記入不可		⑥	A123	
船舶保険への加入の有無 ⑦	対人賠償	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (限度額: 〇〇〇〇万円)	<input type="checkbox"/> 無	
	対物賠償	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (限度額: 〇〇〇〇万円)	<input type="checkbox"/> 無	
	保険期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日~令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	保険会社	船舶保険株式会社		

- 注 1 「船舶保険への加入の有無」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
 2 「航行の用に供しようとする月及び日数」の欄は、乗入れ予定日数を記入すること。予定が定まっていない場合は、乗入れ見込日数を記入すること。
 3 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
 4 本様式は、乗入れる湖・船舶毎に作成し、山中湖に乗入れる船舶は山中湖村観光課、河口湖に乗入れる船舶は富士河口湖町環境課に提出すること。
 5 年度最初の乗入れ予定日の2週間前の日までに提出すること。
 6 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 船舶の全体が分かる写真(正面1枚及び側面1枚、番号シールの番号(A223、a223などアルファベット1文字及び3桁の数字からなる番号)が読み取れるもの)
- 船舶保険証書の写し（船舶保険に加入している場合） 1部
- 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 ・返信用切手：郵便料金による（定形外規格内150g以内）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。

記入要領（第9号様式・航行届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、当該年度に船舶を乗り入れる湖を所管する町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 航行の用に供しようとする湖

- ・ 乗り入れる湖を記入してください。
- ・ 山中湖と河口湖の両方の湖を航行する場合には、山中湖村と富士河口湖町両方に航行届を提出する必要があります。

⑤ 航行の用に供しようとする月及び日数

- ・ 乗り入れる予定の日数を月ごとに記入してください。
- ・ 航行届は乗り入れる年度毎に提出しなければならないので、必ず同一年度の日数を記入してください。

⑥ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

⑦ 船舶保険への加入の有無

- ・ 船舶保険の加入状況を記入してください。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

印

特定船舶確認申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4の確認を受けたいので、同条例第13条の5第1項の規定により申請します。

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4各号の区分 (特定船舶の区分) ④	第1号	<input type="checkbox"/>	海上運送法第44条において準用する同法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供される船舶
	第2号	<input type="checkbox"/>	漁船法第10条第1項の登録を受けた船舶
	第3号	<input type="checkbox"/>	船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する小型船舶教習所における教習の用に供される船舶
	第4号	<input type="checkbox"/>	山梨県モーターボート業適正化条例第2条第2号に規定するモーターボート業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
		<input type="checkbox"/>	船舶により乗客を漁場に案内し、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第1条各号に掲げる方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
		<input type="checkbox"/>	有償で船舶を用いる役務を他人の需要に応ずるために提供する事業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
	第5号	<input checked="" type="checkbox"/>	船舶を賃貸する事業の用に供される船舶であって、当該事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの
		<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体が所有権又は賃借権を有する船舶
		<input type="checkbox"/>	国立大学法人が所有権又は賃借権を有する船舶
		<input type="checkbox"/>	独立行政法人国立高等専門学校機構が所有権又は賃借権を有する船舶
<input type="checkbox"/>		公立大学法人が所有権又は賃借権を有する船舶	
	<input type="checkbox"/>	学校法人が所有権又は賃借権を有する船舶	
	<input type="checkbox"/>	山中湖村又は富士河口湖町の区域内に住所を有する漁業協同組合が所有権又は賃借権を有する船舶	
	<input type="checkbox"/>	特定水域においてスポーツの振興のための事業を行う団体（法人以外の団体にあっては、その代表者）が所有権又は賃借権を有する船舶	
航行の用に供しようとする湖 (乗入れる湖)		⑤	河口湖
船舶届出済証に記載された番号 ※複数記入不可		⑥	A123
船舶保険への加入の有無 ⑦	対人賠償	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (限度額: 〇〇〇〇万円)	<input type="checkbox"/> 無
	対物賠償	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (限度額: 〇〇〇〇万円)	<input type="checkbox"/> 無
	保険期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
	保険会社	船舶保険株式会社	

- 注 1 「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4各号の区分」及び「船舶保険への加入の有無」の欄は、該当する口にレ印を付すこと。
- 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
- 3 本様式は、乗入れる湖・特定船舶毎に作成し、山中湖の特定船舶は山中湖村観光課、河口湖、精進湖の特定船舶は富士河口湖町環境課に提出すること。
- 4 申請者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。
（賃借権に基づいて特定船舶として使用する船舶も船舶所有者が申請人となること。）

添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 3 船舶の全体が分かる写真（正面1枚及び側面1枚、番号シールの番号（A223、a223などアルファベット1文字及び3桁の数字からなる番号）が読み取れるもの）
- 4 船舶保険証書の写し（船舶保険に加入している場合） 1部
- 5 特定船舶のいずれかに該当することを証する書類（別表参照） 1部
- 6 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - ・返信用切手：郵便料金による（定形外規格内150g以内）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。

別表

特定船舶の例	特定船舶の区分	その他の要件	特定船舶のいずれかに該当することを証する書類の例	
遊覧船、遊覧モーターボート等旅客の運送を行う船	海上運送法に規定する船舶運航事業の用に供される船舶	なし	登録通知書、許可書、届出受理書等の写し	
漁船	漁船法の登録を受けた船舶	なし	漁船登録票の写し	
教習船	船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する小型船舶教習所における教習の用に供される船舶	なし	定款等の写し 教習所のちらし、パンフレット、教本、教習課程等	
遊覧モーターボート（河口湖のみ）	山梨県モーターボート業適正化条例に規定するモーターボート業の用に供される船舶	当該事業者が当該船舶の所有権又は賃借権を有すること。	登録通知書の写し	賃借権に基づいて特定船舶として使用する船舶の場合、賃貸借契約書の写し
遊漁船	船舶により乗客を漁場に案内し、魚類その他の水産動植物を採捕させる事業の用に供される船舶	山中湖村内又は富士河口湖町内に住居、事務所、事業所、棧橋等の事業拠点（臨時・仮設的なものを除く）を有すること。 当該事業者が当該船舶の所有権又は賃借権を有すること。	定款、漁業協同組合員証、富士五湖観光船協会の会員証、会員名簿等の写し 営業用のちらし、パンフレット等	
牽引船（水上スキー、ウエイクボード、バナナボート等）等	有償で船舶を用いる役務を他人の需要に応ずるために提供する事業の用に供される船舶			
貸しモーターボート 貸し水上オートバイ	船舶を賃貸する事業の用に供される船舶			
国、県、市町村の船（国、県、市町村立学校の船を含む）	国又は地方公共団体の船舶	国、地方公共団体、学校、漁業協同組合が当該船舶の所有権又は賃借権を有すること。	船舶検査証書の写し（船舶検査証書の船舶所有者名で確認）	
学校の船	国立大学法人の船舶 独立行政法人国立高等専門学校機構の船舶 公立大学法人の船舶 学校法人の船舶			
漁業協同組合の船	山中湖村内又は富士河口湖町内に住所を有する漁業協同組合の船舶			
公益社団法人山梨県体育協会の加盟団体の船	特定水域（山中湖、河口湖、西湖、精進湖）においてスポーツの振興のための事業（全県的な規模の競技会、研究集会、講習会、強化合宿の開催等）を行う団体の船舶	当該団体（法人以外の団体はその代表者）が当該船舶の所有権又は賃借権を有すること。	山梨県体育協会の加盟団体の名簿、特定水域において開催した競技会、研究集会、講習会、強化合宿等の開催要領等の写し	

記入要領（第11号様式・特定船舶確認申請書）

① 申請年月日

- ・ 申請書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該申請書は、特定船舶を乗り入れようとする湖を所管する町村に提出してください。
- ・ 当該申請書を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 申請者

- ・ 申請者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
申請者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 申請者が法人の場合で、申請書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、申請者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の4各号の区分

- ・ 船舶の用途による区分を記入してください。
- ・ 別表に掲げる特定船舶の区分以外のものは特定船舶に該当しないため、必ず確認してください。

⑤ 航行の用に供しようとする湖

- ・ 乗り入れる湖を記入してください。

⑥ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

⑦ 船舶保険への加入の有無

- ・ 船舶保険の加入状況を記入してください。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 印
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

特定船舶確認済証再交付申請書

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の6第3項の規定により特定船舶確認済証の再交付を申請します。

再交付を申請する理由 ④	特定船舶確認済証を紛失したため。
船舶届出済証に記載された番号 ⑤	A123

- 注 1 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
2 特定船舶確認済証の交付を受けた町村に提出すること。
3 申請者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 1 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 2 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 3 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - ・封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - ・返信用切手：郵便料金による（定形外規格内150g以内）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。

記入要領（第13号様式・特定船舶確認済証再交付申請書）

① 申請年月日

- ・ 申請書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該申請書は、特定船舶確認済証の交付を受けた町村に提出してください。
- ・ 当該申請書を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 申請者

- ・ 申請者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
申請者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 申請者が法人の場合で、申請書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、申請者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入してください。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 再交付を申請する理由

- ・ 再交付を申請する理由を記入してください。

⑤ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

② 〇〇〇〇長 殿

③ 船舶所有者 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 印
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定船舶非該当届

特定船舶の確認を受けた船舶が特定船舶に該当しなくなったので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の7第1項第1号の規定により届け出ます。

特定船舶に該当しなくなった年月日 ④	令和〇〇年〇〇月〇〇日
特定船舶に該当しなくなった理由 ⑤	船舶の用途を変更し、貸しボートとして使用しなくなったため。
船舶届出済証に記載された番号 ⑥	A123

- 注 1 A4紙（感熱紙不可）で提出すること。
2 特定船舶確認済証の交付を受けた町村に提出すること。

記入要領（第14号様式・特定船舶非該当届）

① 届出年月日

- ・ 届出書を提出する日を記入してください。

② 宛名

- ・ 当該届は、特定船舶確認済証の交付を受けた町村に提出してください。
- ・ 当該届を提出する町村の長名（山中湖村長又は富士河口湖町長）を記入してください。

③ 届出者

- ・ 届出者が個人の場合は、氏名及び住所を記入するとともに認印を押印してください。
届出者が法人の場合は、法人の名称及び住所（登記されているもの）並びに代表者の氏名を記入するとともに代表者印（登記されているもの）を押印してください。
- ・ 届出者が法人の場合で、届出書に記載した代表者が代表権を有していない場合は、代表権を有している者から当該代表者への委任状の添付が必要です。（当該代表者への委任状が添付されている場合であっても、届出者の名称及び住所には、登記されている法人（本社、本店等）の名称及び住所を記入すること。）
- ・ なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

④ 特定船舶に該当しなくなった年月日

- ・ 特定船舶に該当しなくなった年月日を記入してください。

⑤ 特定船舶に該当しなくなった理由

- ・ 特定船舶に該当しなくなった理由を記入してください。
- ・ 船舶を廃止したことにより特定船舶に該当しなくなった場合は、船舶使用廃止届を提出すれば、特定船舶非該当届の提出は不要です。
- ・ 船舶を承継したことにより特定船舶に該当しなくなった場合は、承継した者が船舶承継届を提出すれば特定船舶非該当届の提出は不要です。

⑥ 船舶届出済証に記載された番号

- ・ 船舶に交付された船舶届出済証に記載された番号を記入してください。

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例に基づく届出等の手引き

発行日 初版 平成31年3月

改訂 令和7年1月

発行者 山梨県富士・東部林務環境事務所 環境・エネルギー課

都留市田原2-13-43

0554-45-7811